港区政ニュース

発行所
東京都港区芝公園六号地
港区役所
総務課
編集印刷人 長田重雄
発行人 森島卿雄
電話芝(43)2906
印刷所
港区芝高輪台町42
星野印刷所
電話三田(45)3824

麻布公会堂落成

麻布地区の区民集会場としてこの四月から着手していた「麻布公会堂」が、このほど完成しました。

落成式は六月二十五日午前十時から、同公会堂で、区議会議員をはじめ都議知事、港区選出の都議会議員、区内官公署代表、地元の公会堂建設協力会の方々多数の出席の下に挙行されました。式は麻布支所長の経過報告にはじまり、区長の式辞、区議会議長をはじめ総務、財政、文化各常任委員長、麻布公会堂建設協力会長などの挨拶について、都知事代理の岡安副知事、その他来賓の方々の祝辞があって才一部を終了、才二部に移っては、地元の御好意により麻布三業組合から、艶麗三番叟その他が舞台開きのお祝いとして、めでたく舞い納められました。この麻布公会堂の落成で、一昨年の芝、昨年の赤坂、今年の麻布と、つゞいてそれぞれの地区に公会堂が完備したわけで、講演や映画に、舞踊や演劇にそのほか種々の催し物や集会に、非常に便利になりました。収容人員は四百人、こじんまりとまとまっており、そのうち三二〇席は劇場風の定着席で座り心地もなかなかよいようです。すでに踊りのおさらいに二回、浪曲大会に一回使用されておりますが、今後とも皆様の御利用をお待ちしております。

◇麻布公会堂案内◇

◉施設の概要

面積 客席 六三坪 舞台 一五坪 合計 一五三・七坪 控室 三九・五坪 休憩室兼廊下 三六・二坪

設備 椅子(固着席) 三二〇脚 補助椅子 八〇脚
ピアノ 一台 スクリーン 一張
マイクロフォン 二基 レコードプレーヤー 二台
スポットライト 二基 ボーダーライト 三ヶ所
フラットライト 五基 フットライト 四ヶ所

◉収容人員

四百人

◉使用料

	昼一回	夜一回
入場料、会費等を徴収しないとき	一、三〇〇円	二、〇〇〇円
入場料、会費等を徴収するとき	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円

註、昼間…午前九時—午後五時、夜間…午後五時—午後十時
一回の使用時間は五時間以内です
ピアノその他施設使用料は別にいただきます。

◉使用申込場所

公会堂の使用申込その他詳細については港区役所麻布支所庶務課用度係(電赤坂(48)〇九四〇)にお問合せ下さい。

東京都港区麻布東鳥居坂町三番地
港区役所麻布支所庁舎三階
(都電三河台町下車)

港区麻布公会堂

才二回定例区議会 二十九日に招集

昭和二十九年才二回定例区議会が七月二十九日に開かれます。審議予定の主な案件は、補正才二号追加更正予算、港区青年学級開設について、港区中小企業に対する金融の実施についてなどが挙げられています。

近く港区青年学級の開設 希望課目のアンケート実施

勤く青少年の教養の向上と職業指導のため、昨年十一月から今年の三月まで、第一回港区青年学級が開かれ、寒さにも負けず四〇名の方々が、速記と音楽の課を修了しました。区教育委員会では第二回青年学級を、芝神明小学校を会場に、来たる八月十六日から、来年三月までの長期にわたり、毎週二時間、延[illegible]時間の予定で開設する準備をすゝめております。

このほど、その開講希望の課目について区民青年層に対し、愛宕地区の小学校児童を通じてアンケートを行っておりますが、御意見のある方は、遠慮なく、港区教育委員会社会教育課まで、御聞かせ下さるようお願いいたします。なお受講希望者は科目決定次第一般に周知しますからその時同課へお申込下さい。受講料はパンフレット代その他実費のほかは無料、修了者には修得証書を差上げます。アンケートは次のようなものです(□内に御記入願います)

①左の科目を希望します

1 第一講座
教養 科目 □
職業 科目 □

2 第二講座
教養 科目 □
職業 科目 □

③なお従来行った成人学校の実績や、各区で現にとりあげられている科目を、左にあげてみました。(希望の科目がありましたら〇をつけて下さい。)

教養部門
ペン又は毛筆習字、英語、コーラスと音楽鑑賞、デッサン、国語、社会、珠算、哲学、木彫、数学

職業部門
速記、謄写技術、編物と手芸、洋裁、和裁、自動車工学科、商業簿記

明るい楽しい夏休みに 夏季学園と緑陰子供会

子供たちにとって、一年中で一番楽しい夏やすみがやって来ました。休暇中の生活を明るく健やかに、そして規律正しく導きたいと、今年も区教育委員会を中心に、学校、区役所、警察が一丸となり、地域青少年、婦人団体等の連絡を緊密にして、青少年愛護運動を区内全域に展開し、青少年の善導と育成につとめることになりました。

区内のみなさまもどうかこの行事の効果が、よりよい成績をあげるように、この催しに御協力下さるようお願いいたします。

◎沼津臨海学園

例年のように区立沼津養護学園を一般学童に開放して、七月二十日から八月二十九日まで、二泊三日の日程で臨海学園を開設します。毎回の参加者は一五〇人程度、二十回の予定で、すでに三、〇一四名の児童生徒、それに引率の先生方二〇〇人が、海水浴を主にした学園生活に参加することになっています。

◎箱根高原学園

箱根仙石原のニコニコ学園を同じく七月二十日から八月二十九日まで高原学園として開設、二泊三日の予定で二十回、毎回九十人を収容できるので、生徒一、八〇二名、先生一二〇名合計一、九二二名が、今年も草山や高原散策に清涼の気を味うことができます。

緑陰子供会

◎巡回緑陰子供のつどい

昨年同様、主として低学年の児童たちを対象に、七月二十六日から八月三十一日までの十一間、毎日三回(土曜は一回)延八十六回にわたって、区内小公園並びに児童遊園で巡回子供のつどいを行います。

◎緑陰各種子供会

お楽しみ子供地区大会	六警察地区
巡回納涼映画会	右同
巡回文化映画会	右同
こども写生大会	三回
紙芝居コンクール	一回
少年野球大会	六警察地区
少女バレー大会及び決勝戦	右同
水泳大会	右同
早起き野球教室	芝、麻布、赤坂の三地区
少年はぜ釣大会	二回
子供文庫 紙芝居 幻燈機とスライド 貸出	随時

★人の御用は職安から 求人確保強調運動のお知らせ★

事業は人から 人は職安から

漸次の度を加えつゝある失業情勢は、日々職安の窓口に明確に現われ始め、求人・求職の不均衡が次第にはげしくなっております。このとき雇用主の皆様に職安機関の御理解を高め一層御利用いただくよう、区内雇用主の皆様及び求職者の御要望に応えてできますよう職安は努力を払っております。一般・日雇をとわず、一名でも御雇いの予定がありましたら、直接おいで下さっても、はがき・電話でも結構ですから是非職安を御利用お願いいたします。

本運動の円滑な推進につきましては何卒御協力お願いいたします。

優秀な人がお待ちいたしております。

求人確保強調月間(七月一日—七月三十一日)
(芝園橋職業安定所)

いけない、婚姻というものをいゝ加減にしては国家の基礎が危くなる。"やはり結婚の登録を復活して国家が婚姻というものを法律的に統制し、保護してゆかなければならないということになり、一九四四年、法律を作って婚姻の登録制度を復活しました。

ことがらはひとり婚姻の登録だけではありません。親子関係にしても、その他の身分関係にしても、国家が国民の身分関係を正確に登録し、保証しないと社会が乱れることになるのであります。

要するに戸籍の制度は、健全な国家、健全な社会の根底をなすものであるということをこのソビエトロシヤにおける実験は、雄弁に物語っております。自分達夫婦の関係を社会的に、法律的に正しく、自分達の権利を護ると共に社会の秩序を護ることになるのですから、届出を必ず忘れないで下さい。結婚式当日に、二人の身分関係を正式なものとするよう、届出を提出して下さい。

毎月第三水曜日は 無料法律相談デー

昭和二十六年四月以来、毎月第三水曜日に開かれている区民無料法律相談デーは、好評で相談者から感謝されいつもいたゞいております。

昨二十八年中の利用者は、全部で一四二名、相談種目は借地借家問題が九一件で群を抜いて多く、このごろの住宅難をまざまざと反映しています。次が金銭関係一九件、相続関係八件その他各方面にわたっております。今年度に入っても四月十一人、五月十一人、六月十人とやはり多くの方から相談を受けておりますが、法律の知識がないため、折角保証されている自分の権利を知らないで損をしたり、又はこんなことを相談してはと思って、心配しながら日を過している方が少なくないようです。区役所では、毎月第三水曜日午後一時から午後四時まで、弁護士が御相談に応じます。秘密は絶対に守ります。

ニコニコ学園を無償借受け　校外指導場として活用

港区では毎年、箱根仙石原にある麻布教育会所有の「ニコニコ学園」を夏休み中借受けて、区内小中学生のための「夏季高原学園」を開設していましたが、このほど、同教育会からこの建物を港区が無償で借受けることに話がまとまりました。

このニコニコ学園は、もと不動貯金銀行頭取だつた故牧野元次郎氏が、学童の体位向上のためにと当時の麻布区教育会に寄附された十五万円を基として、昭和十六年建設されたもので、敷地二千六百余坪六棟、延坪一九三坪余りの建物で、三十畳から四十畳敷の部屋が八室、ほかに温泉浴場、炊事場、食堂、配膳室など、学童の校外生活指導のための施設は殆ど完備しています。

このような施設を、単に夏場だけの使用のみで放置しておくことは、まことにもつたいないことなので、教育的見地に立つて効果的な利用方法について、麻布教育会と交渉を重ね、この夏から建物、備品その他権利一切を、無償で区が借用することになつたものです。

これで今年も例年同様七月二十日から八月一杯は夏季高原学園として使用するほか、春、秋には各校の校外生活指導の場所として活潑に利用し、また区教職員の厚生施設として使用することになりました。

教育委員の半数改選は廃止

都並びに区の教育委員会委員の任期は四年で、二年ごとにその半数が改選される制度になつていましたが、このたび公職選挙法の改正によつて、この半数改選制度を廃止し、四年ごとに一斉選挙を行うことになりました。

従つて一昨二十七年に発足した港区教育委員会委員のうち、半数が任期二年の委員として今年の十月五日に改選される筈でしたが、この法律改正によつて、この改選が行われなくなり、昭和三十一年十月四日まで任期が更に二年間延長されました。

次の教育委員の選挙はこの任期満了の日の前三十日以内（昭和三十一年九月四日から十月三日まで）に、行われることになつています。

海の記念日に　港区みなとまつり

七月二十日、海の記念日を中心に、例年のとおり海にちなんださまざまの催しが、東京港を中心に展開されましたが、港区でも会場を二ケ所に設けて、港区みなとまつりを盛大に行いました。

第一会場は芝浦一丁目、東京港竹芝桟橋横で、午後七時から。第二会場は、田町駅東口で午後八時から、何れも区長並びに議長その他関係者の挨拶があつて後、地元の御好意で万才、曲芸、消防のその他の演芸が催され、区民に楽しい夜のひとゝきを供して、九時半賑やかに散会しました。

祭礼募金は無理のないように

梅雨もあけ、昔ながらの夏まつりの季節となりました。おまつりにはつきもののお神楽や、御神酒所の設備、お神輿の渡行などの費用を集めるため、各町内とも、祭礼募金がしきりに行われております。この募金については、毎年不満の声を聞きますが、その大半は、募金の強制割当に原因しているようです。

東京都では、このおまつり募金に伴う問題を一掃し、また住民の負担を軽くするためにこのほど「祭礼募金取扱要領」を定めました。募金をしようとする方は特に次の点に注意して、納得のゆく明るい募金で楽しくおまつりを祝うよう心がけて下さい。

許可申請

募金しようとするときは、必ず区長の許可を受けなければなりません。書類その他手続を、区役所総務課総務係（支所は庶務課庶務係）でおとり下さい。

募金総額の決め方

①募金総額を決めるときは、世帯数や住民の負担能力などの諸事情を考えて、無理のないよう大体一世帯当り百円位い、総額十万円程度に計算して決めること。

②神輿の調製や修繕の費用は多額にのぼるので、祭礼募金とは別に、募金の申請をすること。

募金の方法

①戸別訪問はできるだけ避けやむを得ない場合だけは、二名以内で行うこと。

②特に戸別訪問の際は趣意書、計画書等を持参して、納得のゆくような手段をとること。

③募金従事者は必ず募金許可書又はその写しを持参すること。

④かりそめにも強制的又は、募金を割当るなどの感じを相手に与えるような言動を絶対につゝしむこと

募金が申請額以上に集つたとき、

①実際の募金額が申請額を超えることはよくあることですが、この場合は、超過額については、使用する前に募金超過額処分許可願を提出して、許可を受けること。

②予算と決算が甚しく違つている時、又は前の許可を受けないで超過分を使つて終つた時は、責任者に対して厳重な処分がとられます。

募集金品の使途

①募金の支出については住民氏子総代、世話役員等できるだけ多くの人によつて合議の上支出すること。

②飲食費のような支出はできるだけ避け、いやしくも「役員幹部の飲み食い代」等の非難を受けないよう注意すること。

募金終了後の決算報告と公表

祭礼が終つたなら直ちに決算報告を区長にすること。同時に応募者全員にその使い途がわかるよう公表しなければなりません。

これらの点については、募金を請われる側の一般の方々もよく御承知になつていて頂きたく、町内の有力者達が大ぜいでやつて来て多額の寄附を要請したり、またはその使いみちに不審のあるとき、又は最後の公表を行わないようなときその他違反の事実があると思われる時は、区役所総務課総務係へ御連絡下さい。お互いに明るい住みよい町にするために、正しい募金が行われるよう注意しましょう。

日赤募金成績

昭和二十九年度の日本赤十字社社員増強資金募集運動につきましては、区民の皆様の絶大なる御協力によつて、次のような好成績を収めて完了致しました。厚く御礼申し上げます。

地区別	目標額	達成額	%
港区	1,880,000	2,046,896	109
芝地区	1,050,000	1,216,176	116
麻布〃	440,000	431,243	98
赤坂〃	390,000	413,136	106

アメリカシロヒトリに御注意下さい

みるみるうちに樹を枯らして終う、アメリカシロヒトリに御注意下さい。小さなうす緑色の毛虫で沢山固まつて盛んに葉を喰害します。見つけたらすぐに区役所又は支所の経済課へ御連絡下さい。直ちに防除班が出勤して退治します。

解説　特別区税条例の改正について
免税点の引上げや自転車荷車税の月割課税など

地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の施行に伴い、東京都特別区税条例の一部が改正され、去る五月二十九日東京都条例第四十二号にて公布施行されたので、本区においてもこれに即応し、本区々税条例の一部を改正する条例案を第三回臨時区議会に提案、六月二十九日に原案可決、七月一日東京都港区条例第十号で公布され、即日施行となつた。改正となつた要点は次のとおりである。

㈠非課税の範囲のうち、不具者、未成年者、六十五才以上の者又は寡婦が、前年中に十万円以下の所得を有した場合には、特別区民税をすべて非課税とされていたが、この免税点が十万円から十三万円に引き上げられ、十三万円をこえる所得を有した場合に、初めて特別区民税が課せられることとなつた。従つて不具者等で十三万円以下の所得であれば前年において所得税を課せられていても、特別区民税は非課税とされる。

㈡現在、給与支払報告書は、一月一日現在において給与の支払を受けている者について、二月末日までに区長に提出することになつているが、賦課期日と実際の賦課処分をする日との間に、相当の期間があるため、その間の異動があつた場合、その事実を知るのは七月になつてからであつて普通徴収に切換えるにしても非常に時期が遅れることになるので、今回の改正によつて一月一日現在で報告書に記載された者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつた者がある場合には、四月三十日までにその旨の届出書を区長に提出してもらうことになつた。これによつて届け出られた者については特別徴収を行うことなく、直ちに普通徴収の方法によつて徴収し得ることができるようになつた。

㈢所得税法においては、青色申告書を提出している個人が、或る年の所得の計算で、純損失が出た場合には、この損失金をその前年に繰戻して、その年の所得から控除して、すでに納付した所得税額から、その損失金に相応する税金相当額を還付する制度がとられているが、地方税法においては、これに対応して、所得割を減額する制度が従来とられていなかつた。然し、今回の改正によつて、純損失が生じたため、その年の前年以前三年間に所得税法第三十六条の規定による還付を受けた者については、その者の申請によつて、右の損失金が所得税において繰越控除が認められる場合（青色申告が継続していないと繰越が認められない）には、所得割を減額することができるようになつた。

これは、三年間、仮りに損失金が繰越されたものとして、算定した所得税額を基礎として仮りに算定した所得割額とその年の所得割額との差額を、その年の所得割額から減額するのである。もし損失金額が大きいためその年の所得から控除し切れなかつたときは、その年の所得割額は零となり、控除し切れないで残つた損失金の額は、翌々年の所得から控除し、このように順次三年間控除して残つた損失金は、打ち切られることになつている。

㈣特別区民税の特別徴収は、六月から翌年三月までの十回にわけて行うことになり、特別徴収義務者に特別徴収税額等の通知は、五月三十一日までにすることに改正された。

㈤従来の自転車税及び荷車税をあわせて、自転車荷車税と一の税目にした。

㈥自転車荷車税については、月割課税の制度が新たに設けられた。これは賦課期日後に新たに取得した自転車又は荷車は、従来一年分、まるまる無税で使用し得る結果、不均衡であるので今回の改正によつて四月二日以後において新たに取得された自転車又は荷車に対しては、その翌月から翌年三月まで月割課税を行うことになつた。

> 街をきれいにいたしましよう

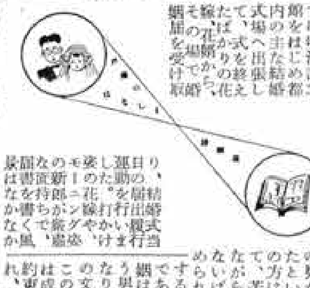

昨年は戸籍法が布かれてから丁度八十周年に当るので、その記念行事として東京都戸籍事務協議会では明治記念館をはじめ都内の主な結婚式場へ出張して、式を終えたばかりの花嫁花婿から、その場で婚姻届を受け付けた。[illegible]

だつたそうです。ところが、わが国では昔から、嫁を貰つてもすぐ籍を入れず、家の風に合うかどうか、まだ子供が出来るまでは見習期間だと云つて、甚だしくは籍を入れない風習がありますが、それは別として、いくら盛大に結婚式を挙げても届出をしなければ、何時までも法律上は正式の夫婦とはなれません。つまり内縁関係ではいろいろ不幸な事態が起つてくるのであります。たとえば夫婦の一方が亡くなりますと、死者の財産は生き残つた妻なり、夫なりが相続できるのでありますが、内縁関係の場合相続できません。男女二人が長年苦労して一財産作り、その財産の名儀を男の方にしておいたところ、その男がポックリ亡くなつたというような場合、女の方は事実上は妻であつても、苦労をともにしていながら、婚姻届がしてないばかりに妻として認められず、その財産を相続することができないのであります。婚姻は夫婦になろうという男女の約束でありますけれども、何れの文明国においてもこの約束だけでは婚姻は成立しません。国家に届出られ、国家の手で登録されてはじめて対外的にも公認される正式な婚姻となるのであります。

ところでこの届出制度というものが全然なかつたらどういうことになるでしょう。

その例として、帝政崩壊後のソビエート・ロシヤ革命当時の一九一七年の理論によりますと、共産主義者は婚姻制度は私有財産制度と同じく、資本主義の産物である。国家が登録をしなければ、婚姻は正式に成立しないというのは、人民の自由を束縛する甚しいものであつて、国家というものの自然消滅を予言する共産主義の理想とは相容れないというような理由で、これらの身分関係の登記を廃止したのであります。そして自由結婚、自由離婚が唱えられ、その主張が婚姻の登録廃止ということに具体化されたのであります。こうなれば正式の結婚と事実上の男女関係というものの差別も廃止されますし、正式の結婚から生れた嫡出子と、そうでない子との区別の撤廃をも意味することになりました。性的交渉のある男女はすべて夫婦であり、生れた子供はみんな嫡出子であります。もちろん二重結婚など禁止できる筈はありません。そしてその結果は、革命家達の期待に反して、社会の混乱を招き、路頭に迷う女や子供が実に沢山出て来たのであります。この予期しない事態に直面して、さすがの革命家達も、これでは

港区人口及世帯数（七月一日）

地区別	世帯	人口	内訳 男	内訳 女
芝地区	37.414	147,879	76,883	70,996
麻布地区	15,665	60,429	30.898	29,531
赤坂地区	11,991	46,125	22,427	23,698
計	65,070	254,433	130,208	124,225